

場周辺のほぼ全域と八郎湖周辺の一部地域では、未だ汚水処理施設が未整備のままであり、今後もよりいっそう汚水処理施設の整備を進める必要がある。

この汚水処理施設の整備により、地域住民のさらなる生活環境の向上と日本海及び八郎湖の水環境を再生し、併せて海浜部の観光産業の再生を目指す。

(目標 1) 汚水処理施設の整備の促進

汚水処理施設人口普及率を 14%(H15 実績)から 21%に向上

(目標 2) 周辺の環境整備と併せ観光客数の増大を目指す

若美地区の入れ込み客数を 208,000 人(H15 実績)から 222,000 人に増大

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

汚水処理施設を整備し、地域住民のさらなる生活環境の向上と日本海及び八郎湖の水環境を再生する。

なお、公共下水道については、昭和 63 年 7 月 12 日に事業認可を受け事業に着手し、最近では平成 14 年 6 月 18 日に変更認可を受けている。

5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

・いずれも男鹿市

[施設の種類]

・公共下水道、漁業集落排水施設、合併浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・公共下水道	道村、松木沢、野石地区
・漁業集落排水施設	宮沢、釜谷地地区
・合併浄化槽(個人設置型)	男鹿市全域(公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の区域を除く)

[事業期間]

・公共下水道	平成 17 年度～平成 21 年度
・漁業集落排水施設	平成 17 年度～平成 21 年度
・合併浄化槽(個人設置型)	平成 17 年度～平成 21 年度

[整備量]

・公共下水道 $\phi 75 \sim \phi 250$ L=6,600m マンホールポンプ 2 基